

Q&A 伝建地区を中心とした「ウォーカブル構想」の推進について



赤木 和雄 議員

KAZUO AKAGI



ウォーカブル構想について

今、国が進める車中心の街の在り方から転換を図り、歩行者を中心とした道路空間を整備し「居心地がよく、歩きたくなるまちなかづくり」の創出による、魅力あるまちづくり構想の推進について以下を問う。

問 伝建地区や、景観形成保存地区の一部に、ウォーカブル構想が適合すると考えるが、本市としての考えはどのようなのか。

答 龍野、室津の歴史的まち並みは、通りによって特徴が異なり、まち歩きによって魅力が発揮される「ウォーカブル構想」に最適であると考ええる。しかし、住民の方々の生活道路でもあるため、今後、調査・研究していきたいと考えている。

問 本竜野駅前の道路では、花を付けた街路灯やイルミネーション等により、心を和ませる

効果のある空間が施されている。この取組みについて、どの地域においても活かされるべきと考えるが、本市としての考えはどのようなのか。

答 駅前ロータリーや、本竜野駅から無電柱化の施工と併せて、フラワーハンギング等を設置し、イルミネーションや四季折々の緑化に取組み、官民一体で景観向上に努めている。今後の整備についても、費用対効果を念頭に、快適で安全な移動空間の形成を検討していきたい。

観光振興の在り方について

有料化した観光駐車場の利用は、観光客だけでなく、食事等の市民の利用も、地区の活性化に必要であると考え以下を問う。

問 一定額以上の買い物客に対して、商店主等によるキャッシュバックなど、何らかの対策は考えられないのか。

答 独自に駐車料金の負担を行っている店舗があるが、各店舗で駐車場を確保しているところもあるため、関係団体と連携しながら、調査・研究していきたいと考えている。

Q&A 公共施設の利用料金／たつの市の畜産業について



柴田 将之 議員

MASAYUKI SHIBATA



公共スポーツ施設の利用料金について

問 スポーツ施設の利用料金を2つの条例に分けているのは何故なのか。

答 都市公園内を除くスポーツ施設は、体育施設条例で定められている。また、都市公園内にあるスポーツ施設は、運動公園条例で定めているためである。

問 テニスコート的一般利用者の利用料金に違いがあるのは何故なのか。

答 体育施設は、管理しながら運営しているため使用料が発生する。都市公園内の施設は、誰もが自由に利用できる施設のため、基本的には無料だが、整備や運営に費用が発生する施設は、設備の種類によって、使用料を設定している。

畜産業について

問 11月に市内で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認

された。特定家畜伝染病防疫指針によると、市や関係団体の取組みとして、「家きん所有者が行う発生予防及びまん延防止の取組みに対する支援を行う」とある。

これまで、発生予防及びまん延防止の取組みに対する支援として、どのような支援が行われてきたのか。

答 発生予防対策として、県や家きん所有者、関係団体に情報提供や情報共有、必要に応じて消毒用の消石灰等の配布等の支援を行っている。また、まん延防止対策として、「たつの市特定家畜伝染病対策本部」を設置し、県等からの協力要請に対応し、防疫措置や焼却処分の受け入れ、消毒ポイントの設置等を行っている。

問 家畜伝染病は今後も起きる可能性があると思うが、これからはどのような取組みや支援が必要だと考えるのか。

答 引き続き、県等関係機関と連携をとりながら、家きん所有者への情報共有と支援を行っている。発生予防に努めたいと考えている。